

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年10月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年10月19日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事

3 件名

受益者負担のあり方の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・質疑なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

受益者負担のあり方

平成30年10月

白井市

1 「受益者負担のあり方」策定の背景と必要性

受益者負担とは、利用者が受けた行政サービスについて、その費用を税金ではなく、受益者（利益を受ける者）が負担すべきという考え方であり、市では、これまで、行政サービスの提供に当たっては、利用者に原価（コスト）の負担を求め、徴収するという受益者負担の考え方に必ずしも基づいていなかったところである。

こうした状況を踏まえ、受益と負担の原則に基づき、行政サービスの受益者負担について基本的な考え方を整理・明確化し、受益者負担の適正化を図るため、「受益者負担のあり方」を策定する。

2 対象とする受益者負担

対象は、市が提供する行政サービスに対して市が徴収している、又は徴収すべき受益者負担とする。

ただし、次の受益者負担については、対象外とする。

- ・「使用料・手数料の考え方」により受益者負担の考え方が示されている使用料及び手数料
- ・法令等により受益者負担の考え方が決まっているもの

3 受益者負担の基本的な考え方

受益者負担の基本的な考え方については、次のとおりとする。

ただし、政策判断に基づき受益者負担を決定している場合はこの限りでない。

(1) 負担公平の原則

特定の者が行政サービスを利用する場合においては、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲において原価を基本とした料金の徴収を検討すること。

(2) 負担均衡の原則

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図ること。

4 受益者負担と市負担の考え方

市が提供する行政サービスは、不特定多数の市民が利用するもの、特定の限られた市民が利用するもの、民間では提供されにくいもの、民間でも類似のサービスが提供されているものなど、多岐にわたっている。

そのため、公平性の観点から行政サービスの性質の違いを考慮して、受益者負担を考える必要がある。

そこで、行政サービスを、①「必需的（市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請のあるもの）、選択的（個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもの）」、②「市場的（民間による提供が可能なもの又は提供しているもの）、非市場的（公共性が高く、民間による提供が難しいもの）」の観点から分類し、前述した「受益者負担の基本的な考え方」を基に、適正な受益者負担の設定を図るものとする。

【行政サービスの性質分類】(イメージ図)

